



## 東京都北区と住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の供給に関する協定を締結

令和5年9月1日（金）、独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」）は、東京都北区（以下「北区」）と、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（以下「専用住宅」）の供給について、協定を締結しました。

本協定に基づく連携を通じて、UR都市機構と北区は、住宅の確保に特に配慮が必要な方のみが入居可能な家賃補助付きの専用住宅の供給を進めてまいります。



左から、東京都北区長 山田加奈子

UR都市機構東京北・埼玉地域本部長 内島敏之

### 【お問い合わせ先】

UR都市機構 東日本賃貸住宅本部

東京北エリア経営部企画課 (電話) 03-6907-0930

総務部総務課 (広報担当) (電話) 03-5323-2555

## 1. 締結の背景

UR都市機構は、UR賃貸住宅を適切に管理し豊かな生活空間を提供するとともに、高齢者や子育て世代等多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち（ミクストコミュニティ）の実現を目指しております。

また、北区は、これまで、民間賃貸住宅への入居を拒まれやすい高齢者等の住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するため、平成31年3月に「東京都北区居住支援協議会」を設立し、課題の共有を図るとともに、「協議会ニュース」の発行による情報提供、「居住支援セミナー」の開催等、啓発活動を行ってきました。

両者は、住宅の確保に特に配慮が必要な方のみが入居可能な家賃補助付きの専用住宅の供給を一層進めるにあたり、連携を強化することが有効と認めたことから、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第9条第1項第7号に規定する専用住宅の供給を行うため、令和5年9月1日に「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の供給に関する協定書」を締結しました。

○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（セーフティネット住宅）について

（国土交通省ホームページ）

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000055.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html)

## 2. 主な内容

- UR都市機構は、北区からの要請を受け、東京都北区セーフティネット住宅家賃低廉化補助事業実施要綱（以下「要綱」）に基づき、北区内の一部のUR賃貸住宅において、入居状況や需要動向等に鑑みて専用住宅を供給いたします。
- 北区は、要綱に基づき、月額4万円を限度に家賃低廉化補助を実施します。  
※補助金額には一定の要件がございます。

### 〈専用住宅の概要〉

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子どもを養育する者等住宅の確保に特に配慮が必要な方）の入居を拒まない住宅として登録された住宅のうち、入居者を住宅確保要配慮者に限る住宅です。

令和4年3月より、地域における住宅セーフティネットの裾野を広げる観点から、地方公共団体からの要請に基づき、UR賃貸住宅を家賃補助付きの専用住宅として活用することが可能になったため、UR都市機構はこれまで横浜市、墨田区、福岡市において家賃補助付きの専用住宅の供給を行っております。

○北区 セーフティネット住宅について（北区ホームページ）

募集開始時は下記ホームページに申込み方法等のご案内を掲載します。

<https://www.city.kita.tokyo.jp/jutaku/jutaku/jutaku/safetynet/safetynet.html>

〈本件が取り組む SDGs〉



UR都市機構の歩みは戦後の住宅不足解消に端を発しています。1955年から様々なステークホルダーとともに、時代時代の多様性に即し、安全・安心・快適なまちづくり・暮らしづくりを通して、「人が輝く“まち”」の実現に貢献してまいりました。そしてこれからも、変化する社会課題に挑戦し続けることで皆さまにお応えし、「人が輝く“まち”」づくりに不可欠な存在でありたいと考えております。これまで培ってきた持続可能なまちづくりのノウハウをいかし、都市再生事業・賃貸住宅事業・災害復興支援・海外展開支援に全力で取り組んでまいります。

<https://www.ur-net.go.jp/>



UR都市機構は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。